

## 社会福祉法人栃木県社会福祉協議会表彰規程

### (趣旨)

第1条 この規程は社会福祉に功労のあった者を表彰し、又社会福祉活動に協力援助した者に感謝の意を表し、もって斯業の進展に資することを目的とする。

### (表彰の対象)

第2条 表彰は10年以上在職又は活動し、功績顕著で現職又は現在も活動を継続している次の各号に定める者を対象とする。ただし、(1)、(3)、(4)については、第4項から第6項の適用を除外し、公立の社会福祉施設の職員の場合は、専任職員に限るものとする。

- (1) 民生委員・児童委員功労者
- (2) 社会福祉法人・社会福祉施設・社会福祉団体関係功労者
- (3) 日常生活自立支援事業功労者
- (4) 優良施設・団体等

2 前項第1号から第4号に規定する対象のうち、次の各号のいずれかに該当する者は表彰の対象から除外するものとする。

- (1) 藍綬褒章その他これに準ずる褒章を受けた者
- (2) 厚生労働大臣表彰、全国社会福祉協議会会長表彰その他これに準ずる表彰を受けた者
- (3) 都道府県知事表彰、都道府県社会福祉協議会会長表彰を受けた者
- (4) 県関係職員である者

3 在職又は活動年数の基準日は、表彰の実施する年度の4月1日とする。

4 非常勤職員の在職年数については次の算定方法によるものとする。

$$\text{在職年数} = \text{勤続年数} \times \frac{\text{非常勤職員の一月又は一週間の勤続日数}}{\text{常勤職員の一月又は一週間の勤続日数}}$$

5 非常勤職員としての在職年数がある場合は常勤職員としての在職年数に前項の在職年数を加算して算定する。

6 私的事由による休職を除き、産前・産後休暇、育児休業、介護休業、その他就業規則で認められた休暇、休業等については、在職期間に含める。

### (感謝の対象)

第3条 感謝は次の各号に定める者を対象とする。

- (1) 社会福祉活動に積極的に協力し、功績顕著である者及び団体等。ただし、原則として広域に活動しているものに限るものとする。
- (2) 本会が行う事業等に積極的に協力し、功績顕著である者及び団体等

### (候補者の推薦)

第4条 本会会長及び市町社会福祉協議会会長は、表彰及び感謝において推薦を行うことができる。

2 本会会長及び市町社会福祉協議会会長の推薦は別に定める「推薦書」及び「履歴書及び功績

調書」によるものとする。

(表彰及び感謝の時期)

第5条 表彰及び感謝は栃木県民福祉のつどいにおいて行う。ただし、特別な場合はこの限りではない。

(選考委員会)

第6条 表彰及び感謝該当者の選考を行うために選考委員会を設置する。

- 2 選考委員会は、委員若干名をもって組織し、うち1名を委員長とする。
- 3 委員はその都度本会会長が委嘱し、委員長は委員の互選とする。
- 4 委員会は本会会長が招集し、議事は委員の過半数をもって決定し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

(表彰及び感謝の決定)

第7条 表彰及び感謝の決定は、本会会長及び市町社会福祉協議会会長の推薦に基づき選考委員会で選考し、本会会長が決定する。

附 則

この規程は、昭和41年7月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年7月4日から施行する。

附 則

この規定は、平成9年6月5日から施行する。

附 則

この規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、第2条第1項第3号に掲げる日常生活自立支援事業功労者の活動年数については、この規程にかかわらず、平成22年3月31日までの経過措置として「10年以上」を「9年以上」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

